

消費者

安いエアコン掃除業者に注意!

「千円だけのつもりが高額契約に」

【相談事例】

ある日、Aさんのお宅に「千円でエアコンの掃除をします」と業者から電話がありました。夏になる前にエアコンの掃除をしたいと思っていたAさんは、業者に訪問してもらうことにしました。

エアコンの掃除の時に業者が、「洗う物があるので風呂場を貸して欲しい」と言ったので案内すると、風呂場を見て「壁のタイルが浮いてきている。床も傷んでいる。水が漏れてこのままだと家全体がダメになる」と言いました。Aさんは不安になり、言われるがまま壁のタイルの補修と床のコーティングの見積りをお願いしました。



すると、「今日契約すれば3万円値引きする」と言われたので、35万円のところ32万円で契約書類に署名しました。業者が帰った後Aさんは、家族に相談もせず、その場で高額な契約をしてしまったことをとても後悔し、消費者セン

ターに相談しました。

【アドバイス】

このように他の口実で来訪し「早く仕事をしないと大変なことになる」と不安をあおって契約させたり、詳しい説明をしないまま工事をして高額な料金を請求したりする事例があります。

訪問販売での契約は、8日以内であればクーリング・オフができます。また、契約の内訳が不明であるなど、書面に不備があるときは8日を過ぎても契約を解除できる場合がありますので、早めに消費者センターにご相談ください。

Aさんは、クーリング・オフで契約を解除することができましたが、このように住宅に損傷があると契約を急がされても、その場で契約せず、工事の内容などをよく確認し、複数の業者から見積りを取って契約するようにしましょう。

* * *

困ったときは早めに消費者センターへご相談ください。

■問い合わせ

消費者センター(☎829・1234)